

「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」の案内

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、生活支援特別給付金（一時金）が支給されます。

ひとり親世帯とその他の世帯とで申請方法や支給時期が異なりますので、ご確認ください。



（ひとり親世帯）

○低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金

【対象者】

- 令和4年4月分の児童扶養手当の受給者の方（所得制限による全部停止となつている方を除く）
- 公的年金等を受給していることによつて令和4年4月分の児童扶養手当が支給されない方
- 右記①・②以外の方で、新型コロナウイルスの影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がったひとり親の方

また、申請書を提出される際は、申請書に記載してある書類の添付をお願いします。

※申請書は、日野町ホームページよりダウンロードしていただくか、子ども支援課窓口にて配布いたします。

【給付額】 児童1人につき5万円

【支給時期】

- ①の方については、令和4年6月下旬に支給しました。
- ②、③の方については、申請があり次第、順次支給をします。

【申請期限】

令和5年2月28日（火）必着

【申請方法】

- ①の方は申請不要です。
 - ②・③の方は申請が必要です。
- 申請書に必要事項を記載して、役場1階子ども支援課に提出してください。

（ひとり親以外の世帯）

○低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金

【対象者】

- 令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で令和4年度分の住民税均等割が非課税の方
- ①のほか、令和4年3月31日時点で18歳未満障がいのある子については20歳未満の子の養育者であつて、以下のいずれかに該当する方

- 令和4年度分の住民税均等割が非課税の世帯
- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が非課税相当の水準に下がった世帯

※令和4年4月から令和5年2月末日までに生まれる新生児を養育する方の直近の収入が非課税（相当）水準以下になった場合も対象となります。

【申請方法】

- ①の方は申請不要です。（対象の

方に通知をします）

- ②の方は申請が必要です。

申請書に必要事項を記載して、役場1階子ども支援課に提出してください。

また、申請書を提出される際は、申請書に記載してある書類の添付をお願いします。

※申請書は、日野町ホームページよりダウンロードしていただくか、子ども支援課窓口にて配布いたします。

【給付額】 児童1人につき5万円

【支給時期】

- ①の方については、8月以降に支給予定です。
- ②の方については、申請があり次第、順次支給予定です。

【申請期限】

令和5年2月28日（火）必着

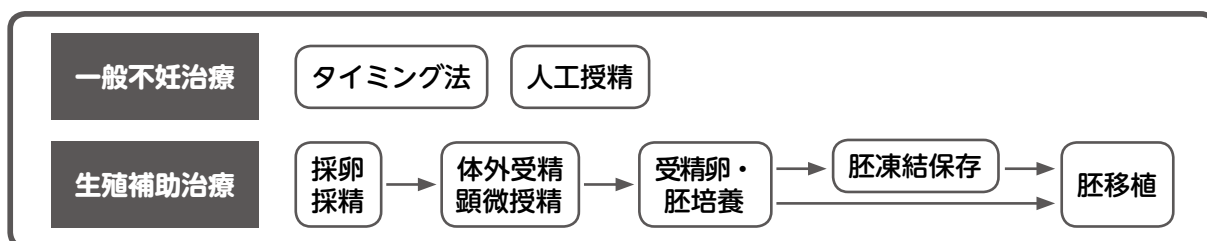
◆提出・問い合わせ先 子ども支援課 子ども支援担当 ☎0748-5216583

令和4年4月から、 不妊治療(一般不妊治療)(生殖補助医療)が 保険適用されています



○保険適用となる治療内容について

- ・国の審議会(中央社会保険医療協議会)で審議された結果、関係学会のガイドラインなどで有効性・安全性が確認された一般不妊治療(人工授精など)・生殖補助医療(体外受精および顕微授精)については、令和4年4月より保険適用されています。



○年齢・回数要件について

- ・**年齢制限** 治療開始時において女性の年齢が43歳未満^(※1)であること
※1 令和4年4月2日から令和4年9月30日に43歳の誕生日を迎える方については、43歳になってからでも令和4年4月2日から令和4年9月30日までの期間中に治療を開始した場合、1回の治療(採卵～胚移植までの一連の治療)に限り保険診療を受けることが可能です。
- ・**回数制限** 40歳未満^(※2) ⇒ 通算6回まで(1子ごとに)
40歳以上43歳未満 ⇒ 通算3回まで(1子ごとに)
※2 令和4年4月2日から令和4年9月30日に40歳の誕生日を迎える方については、40歳になってからでも令和4年4月2日から令和4年9月30日までの期間中に治療を開始した場合は、回数制限の上限は通算6回となります。
※3 回数制限については、保険適用となる以前の治療実績や助成金の利用実績は含まれません。

○窓口での負担額・高額療養費について

- ・窓口での負担額は保険診療分の治療費の3割です。治療費が高額となる場合の月額上限(高額療養費制度)もあります。
高額療養費制度の手続き方法や上限額については、ご加入の医療保険者にご確認ください。

◆問い合わせ先 福祉保健課 保健担当 ☎ 0748-52-6574

不妊症・不育症に関する相談窓口

滋賀県不妊専門相談センター(滋賀医科大学医学部附属病院内)

【電話相談】専門相談員(助産師など)の相談が受けられます。

月曜日～金曜日(祝日、年末年始は除く)9時～16時 専用電話 ☎077-548-9083

【面接相談】専門医師の相談が受けられます。電話・メールでの予約が必要です。

日程は、電話で相談できます。

【メール相談】「滋賀県不妊専門相談センターメール相談」で検索ください。

<http://www.sumsog.jp/consulting-a-doctor/advice-for-sterility>

